

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第10回

金融商品の表示－改訂(その1)

1. はじめに

今回から2回にわたり、2014年6月に改訂された「企業会計準則第37号－金融商品の表示」(以下、「改訂37号準則」)について解説します。

既報トーマツ チャイナ ニュースVol.139(2014年6月号)での解説のとおり、中国の会計基準設定主体である財政部は、2014年になり相次いで「新」企業会計準則の改訂具体準則及び新規の具体準則を正式確定し公表していますが、これらの多くは、中国企業会計準則と国際財務報告基準(IFRS)の同等性を維持するための改訂となっています。本37号準則の改訂もその一環であり、IAS第32号「金融商品：表示」とIFRS第7号「金融商品：開示」を強く意識した内容になっています。本改訂37号準則とIAS第32号、IFRS第7号との関係は、下表のようなものになっています。なお、金融商品に関係する中国企業会計準則については、本第37号のほかに、「企業会計準則第22号－金融商品の認識及び測定」がありますが、今回2014年度の改訂プロジェクトには含まれていません。

改訂 37 号準則		国際財務報告基準	
第2章～第5章	<ul style="list-style-type: none"> - 金融負債と資本性金融商品の区分 - 特殊な金融商品の区分 - 収益及び自己株式 - 金融資産と金融負債の相殺 	IAS第32号	<ul style="list-style-type: none"> - 負債及び資本 - 複合金融商品 - 自己株式 - 利息、配当、損失及び利得 - 金融資産と金融負債の相殺
第6章～第8章	<ul style="list-style-type: none"> - 金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示 - 金融商品から生じるリスクの開示 - 金融資産の譲渡の開示 	IFRS第7号	<ul style="list-style-type: none"> - 財政状態及び業績に対する金融商品の重要性 - 金融商品から生じるリスクの内容及び程度 - 金融資産の譲渡

改訂37号準則は、主に金融商品の表示方法及び開示について規定しており、総則、金融負債と資本性金融商品の区分、特殊な金融商品の区分、収益及び自己株式、金融資産と金融負債の相殺、金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示、金融商品から生じるリスクの開示、金融資産の譲渡の開示、移行規定、付則の10章から構成されています。なお、現時点で、改訂37号準則に関連する応用指南は公表されていません(注)。今回は、改訂37号準則の第1章から第5章までの前半部分(総則、金融負債と資本性金融商品の区分、特殊な金融商品の区分、収益及び自己株式、金融資産と金融負債の相殺)について、解説します。

2. 適用範囲

本改訂37号準則は、全ての企業が、全ての種類の金融商品に適用しなければならない、とされていますが、次のような他の会計準則に定めがある場合には、例外を除き、他の個別の準則に従うこととなります。

- (1) 「企業会計準則第2号－長期持分投資」、「企業会計準則第33号－連結財務諸表」及び「企業会計準則第40号－共同支配の取決め」の規定により計算される子会社、共同支配の取り決め及び関連会社に対する投資の開示には、「企業会計準則第41号－他の企業への関与の開示」を適用します。
- (2) 「企業会計準則第11号－株式報酬」により規範化される、株式報酬の取決めにおける金融商品及びその他の契約や義務には、「企業会計準則第11号－株式報酬」を適用します。
- (3) 債務再編には、「企業会計準則第12号－債務再編」を適用します。
- (4) 元受保険契約または再保険契約の定義に合致する保険契約には、「企業会計準則第25号－元受保険契約」または「企業会計準則第26号－再保険契約」(以下、「保険契約関連準則」という。)を適用します。
- (5) 裁量権のある有配当性を有するために保険契約関連準則を適用する金融商品には、本準則における金融負債と資本性金融商品の分類に関する規定を適用しません。
- (6) 従業員給付制度から生じる企業の権利及び義務には、「企業会計準則第9号－従業員給付」を適用します。

3. 金融負債と資本性金融商品の区分

(1) 当初認識

企業は、当初認識時に、金融資産、金融負債及び資本性金融商品の定義に従って、発行した金融商品の法的形式のみならず、契約条件及び契約の経済的実態に基づき、当該金融商品またはその構成部分を金融資産、金融負債または資本性金融商品として分類しなければなりません。

改訂37号準則では、IAS第32号と同様、資本性金融商品は「企業の全ての負債を控除した後の資産における残余持分を証する契約」と定義しており、すなわち、企業の回避できない支払い義務を有する契約は金融負債であり、それを回避できる場合には、資本性金融商品となります。したがって、金融商品を発行した企業は、まず、当該金融商品が金融負債の定義に合致するかどうかの検討を行うこととなります。

(2) 金融負債の定義

金融負債とは、企業の、次のいずれかの条件に合致する負債を指します。

- ① 他の企業に現金または他の金融資産を支払う契約上の義務。
- ② 潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産または金融負債を交換する契約上の義務。
- ③ 将来、企業自身の資本性金融商品で決済されるまたは決済される可能性のある非デリバティブ契約で、かつ、当該契約に基づき、企業が、可変数の自身の資本性金融商品を引き渡すもの。
- ④ 将来、企業自身の資本性金融商品で決済されるまたは決済される可能性のあるデリバティブ契約。但し、固定数の自身の資本性金融商品をもって、固定額の現金または他の金融資産と交換するデリバティブ契約を除く。

(3) 資本性金融商品の定義

前述のとおり、資本性金融商品とは、ある企業の全ての負債を控除した後の資産における残余持分を証する契約を指します。次の条件を全て満たす場合、企業は、発行する金融商品を資本性金融商品として分類しなければなりません。

- ① 当該金融商品が、現金または他の金融商品を他の企業へ引き渡す義務または潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産または金融負債を交換する契約上の義務を含んでいないこと。
- ② 企業自身の資本性金融商品で決済されるか、または決済される可能性がある金融商品。なお、この場合には「固定対固定(Fixed-for-fixed)」の要件を満たす必要があります。
「固定対固定(Fixed-for-fixed)」の要件とは、企業自身の資本性金融商品により決済する際、資本に分類するためには、次のいずれかに当てはまる必要があることを言います。
 - 非デリバティブである場合は、当該金融商品が自身の資本性金融商品の可変数を引渡すことにより決済される契約上の義務を含んでいないこと。
 - デリバティブである場合は、企業は、固定額の現金または他の金融資産を固定数の自身の資本性金融商品と交換することによってのみ当該金融商品を決済することができること。

(4) 金融負債と資本性金融商品の区分

- ① 企業が、契約上の義務を履行するために現金または他の金融資産を引渡すことを回避できる無条件の権利を有していない場合、当該契約上の義務は金融負債の定義に合致します。
- ② ある金融商品が、企業自身の資本性金融商品で決済されるか、または決済される可能性がある場合、当該金融商品の決済に使用される企業自身の資本性金融商品が、現金または他の金融資産の代替品としてであるのか、当該金融商品の保有者に発行者の全ての負債を控除した後の資産における残余持分を享受させるためのものであるのかを考慮する必要があります。前者の場合、当該金融商品は発行者の金融負債であり、後者の場合、当該商品は発行者の資本性金融商品となります。
- ③ 条件付決済条項が付された金融商品で、発行者が、現金、その他の金融資産または他の当該金融商品が金融負債となる方法での決済を無条件で回避することができない場合は、金融負債として分類しなければなりません。条件付決済条項が付された金融商品とは、現金、その他の金融資産の交付による決済を行うか否か、または、他の当該金融商品が金融負債となる方法による決済を行うか否かが、発行者と保有者が共に制御できない将来の未確定事象(例えば、株価指数、コモディティ価格指数の変動、金利または税法の変動、発行者の将来の収益、純利益または資本負債比率等)の発生または不発生(または発行者と保有者が共に制御できない将来の未確定事象の結果)により確定する金融商品を指します。

- ④ 決済方法の選択権があるデリバティブ(例えば、契約により発行者または保有者が現金の純額または現金と交換に株式を発行する等の方法を選択し決済することができるデリバティブ)について、発行者は、それを金融資産または金融負債として認識しなければなりません。但し、全ての選択可能な決済方法によって、当該デリバティブを資本性金融商品として認識しなければならないことが明らかな場合を除きます。
- ⑤ 企業は発行した非デリバティブ金融商品について、複合金融商品であるか否かを確定するための評価を行わなければなりません。企業が発行する非デリバティブには、金融負債部分と資本性金融商品部分が同時に含まれている可能性があります。その場合、複合金融商品について、発行者は、当初認識時にそれぞれの構成部分を金融負債、金融資産または資本性金融商品として別々に分類しなければなりません。

4. 特殊な金融商品の区分

以下のような特殊な金融商品は、本改訂37号準則における金融負債、資本性金融商品の定義とは別に、例えば、以下のような判断に基づき、金融負債か資本性金融商品かに分類します。

- (1) 金融負債の定義に合致するが、同時に次の特徴を有するプッタブル金融商品は、資本性金融商品として分類しなければなりません。なお、プッタブル金融商品とは、契約の約定により、保有者が現金または他の金融資産と交換に当該金融商品を発行者に売り戻す権利を有しているか、将来の未確定事象または保有者の死亡若しくは退職が発生した時に発行者に自動的に売り戻される金融商品を指します。

- ① 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えているもの。
- ② 当該金融商品が、他の全てのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属しているもの、等。

- (2) 金融負債の定義に合致するが、同時に次の特徴を有する、発行者の清算時に限り他の当事者に比例的にその純資産を引渡す義務がある金融商品は、資本性金融商品として分類しなければなりません。

- ① 保有者に、企業の清算時に当該企業の純資産の比例的な取り分を獲得する権利を与えている。
- ② 当該金融商品が、他の全てのクラスの金融商品に劣後するクラスに属している、等。

なお、本来、金融負債の定義に合致するが本準則の規定により資本性金融商品として分類されたものが、資本性金融商品としての条件を満たさなくなった場合には、その日から、発行者はそれを金融負債として分類変更し、変更日における公正価値をもって測定し、帳簿価額との差額は持分として認識しなければなりません。

5. 収益及び自己株式

本改訂37号準則では、金融負債、資本性金融商品に関連する収益、費用については、以下のように規定しています。

- (1) 金融負債である金融商品またはその構成部分に関連する利息、配当利益等及び償還または再調達により生じた利得または損失等は、当期の損益に計上しなければなりません。
- (2) 資本性金融商品である金融商品またはその構成部分について、その発行、償還、売却または消却に際し、発行者は、持分の変動として処理しなければなりません。発行者は、資本性金融商品の公正価値変動を認識してはなりません。
- (3) 資本取引に関連する取引コストは、持分から控除しなければなりません。企業が、自身の資本性金融商品を発行または取得する時に発生する取引コスト(例えば、登記料、代行手数料、法律・会計・評価及びその他の専門サービス費用、印刷コストや印紙税等)で、資本取引に直接帰属させることができる場合は、持分から控除しなければなりません。
- (4) 複合金融商品の発行により発生した取引コストは、金融負債部分と資本性金融商品部分それぞれの発行総額に対する比率に応じて配分しなければなりません。
- (5) 金融負債に分類される金融商品に関して支払う配当は、損益計算書において費用として認識し、その他の負債の利息費用と合算して表示し、財務諸表の注記にて単独で開示しなければなりません。

また、自己株式に関連する表示としては、以下のように規定しています。

- (1) 自己株式の買戻しに支払う対価と取引コストは、所有者持分から控除しなければならず、金融資産として認識してはなりません。
- (2) 企業は、「企業会計準則第30号―財務諸表の表示」に従い、保有する自己株式金額を貸借対照表にて単独で表示しなければなりません。

6. 金融資産と金融負債の相殺

改訂37号準則では、金融資産と金融負債の相殺についても、以下のような詳細な規定を設けています。

- (1) 金融資産及び金融負債は、貸借対照表上に区分して表示し、相殺してはなりません。但し、同時に次の条件を満たす場合には、相殺した後の純額を貸借対照表に表示しなければなりません。
 - ① 企業が認識済の金額を相殺する法的権利を有し、かつ当該法的権利を現時点で執行することができる場合。
 - ② 企業が純額での決済を計画している、または当該金融資産の現金化と当該金融負債の償還を同時に計画している場合。

- (2) 現在強制可能な相殺権が、相殺の十分条件を構成しておらず、企業が、相殺権(すなわち純額決済)を行使する意図がなく、また、金融資産と金融負債の決済を同時に実行する意図を有していない場合、当該金融資産と金融負債とは相殺できません。ここに、相殺権とは、契約または他の取決めにより、債権者に支払うべき金額の全部または一部を債権者から支払われるべき金額と相殺するという債務者の法的権利をいいます。
- (3) 法的権利が無い状況において、一方または双方が純額による決済を実行するまたは関連する金融資産と金融負債の決済を同時に実行する意向を有している場合であっても、当該金融資産と金融負債とを相殺できません。
- (4) 同一の取引先と多数の金融商品取引を行う企業は、取引先と「マスター・ネットティング契約」を結ぶ可能性があるが、本37号改訂準則に示した条件を満たす場合にのみ、マスター・ネットティング契約下の関連する金融資産と金融負債とを相殺することができます。なお、マスター・ネットティング契約とは、契約の対象となっている全ての金融商品のうち1つでも契約違反または解除が生じた時に、契約の対象となっている全ての金融商品を単一の純額で決済するものをいいます。

今回は、改訂 37 号準則の後半部分(金融商品の財政状態と経営成績に対する影響の表示、金融商品から生じるリスクの開示、金融資産の譲渡の開示、移行規定、付則)について解説します。

(注)改訂新企業会計準則「応用指南」については、現時点で、中国財政部などのインターネットでは開示されていませんが、以下のとおり、書籍として出版されており、内容として、改訂準則本文、応用指南、改訂準則本文の英語訳が含まれています。なお、現時点で、改訂37号準則に関連する応用指南は公表されていません。

「企業会計準則第2号—長期持分投資」

「企業会計準則第33号—連結財務諸表」

「企業会計準則第40号—共同支配の取決め」 (以上、経済科学出版社より出版)

「企業会計準則第9号—従業員給付」

「企業会計準則第41号—他の企業への関与の開示」

「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」

「企業会計準則第39号—公正価値測定」 (以上、中国財政経済出版社より出版)

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。